

第15回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善 熊本県地方協議会」

トラック運送事業に係る各種施策について

令和5年3月14日

九州運輸局 自動車交通部 貨物課

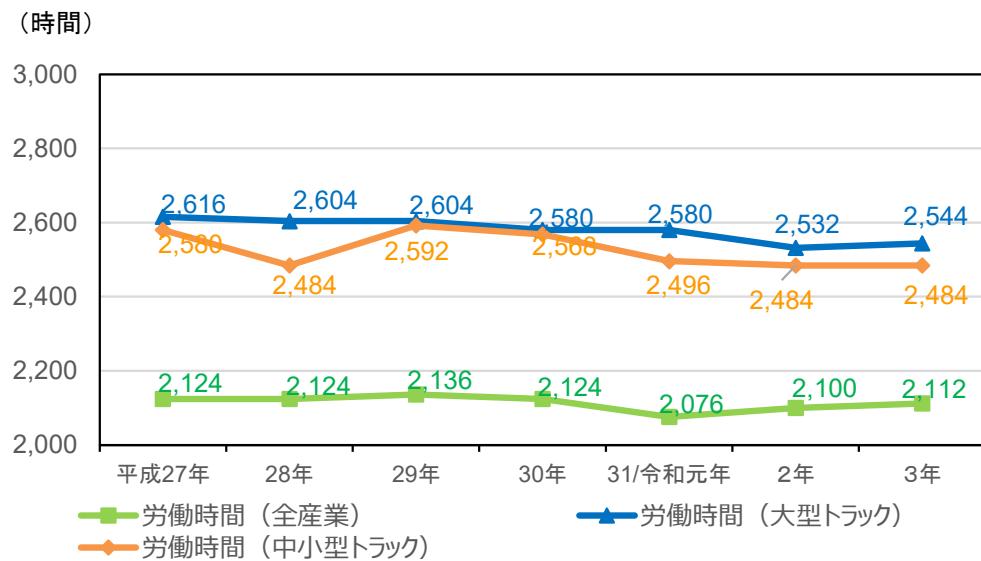


「運輸と観光で九州の元気を創ります」

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

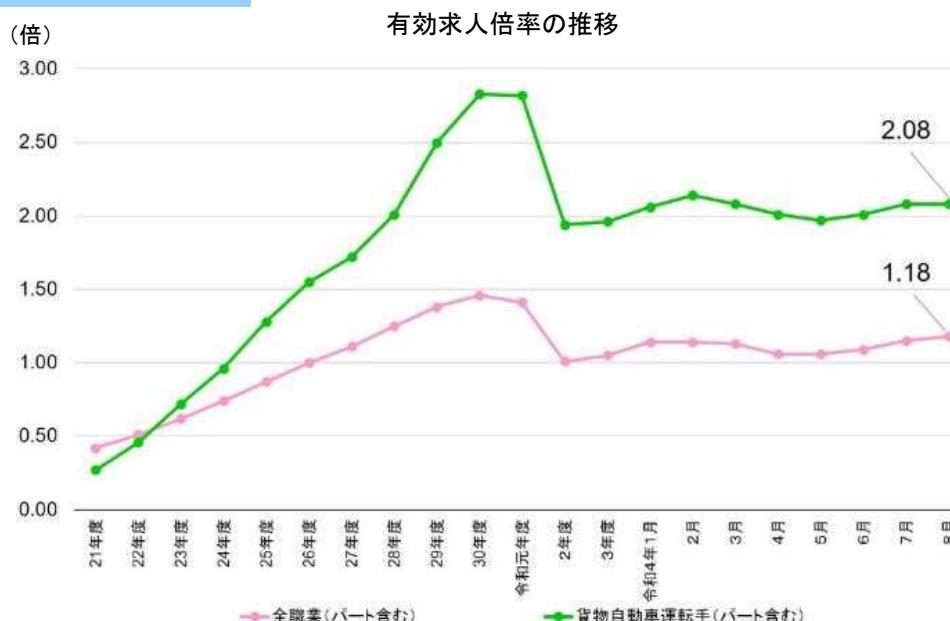
①労働時間

全職業平均より約2割長い。



③人手不足

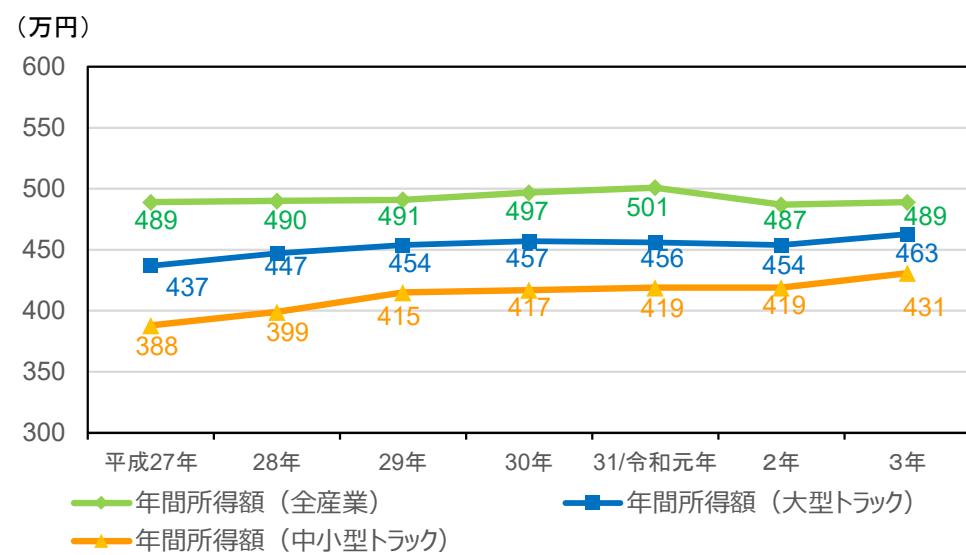
全職業平均より約2倍高い。



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

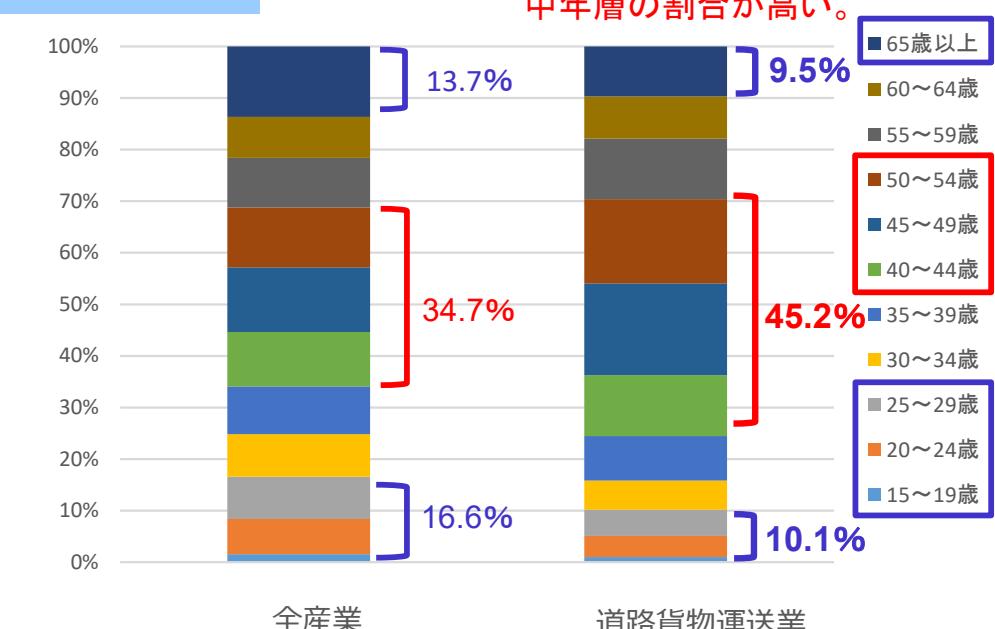
②年間賃金

全産業平均より5%～10%低い。



④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。
中年層の割合が高い。



改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用(令和6年4月)を見据え、緊急に運転者の労働条件を改善

改正の概要

1. 規制の適正化

参入要件を厳格化(欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等)

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や社会保険料の納付等の義務づけ

3. 荷主対策の深度化

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

トラック事業者の法令遵守に係る荷主の配慮義務や、国土交通大臣による荷主への働きかけの規定を新設

4. 標準的な運賃

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として「標準的な運賃」の制度を導入

標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件(賃金・労働時間等)を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標**

基本的な策定方針

- ◆ 運賃表の基本 ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ 車種等の違い ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)に**ドライバン型のトラック**を基準として算出
- ◆ 地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ 運賃と料金の考え方 ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については**運賃と別に収受**

適正な原価・利潤の確保

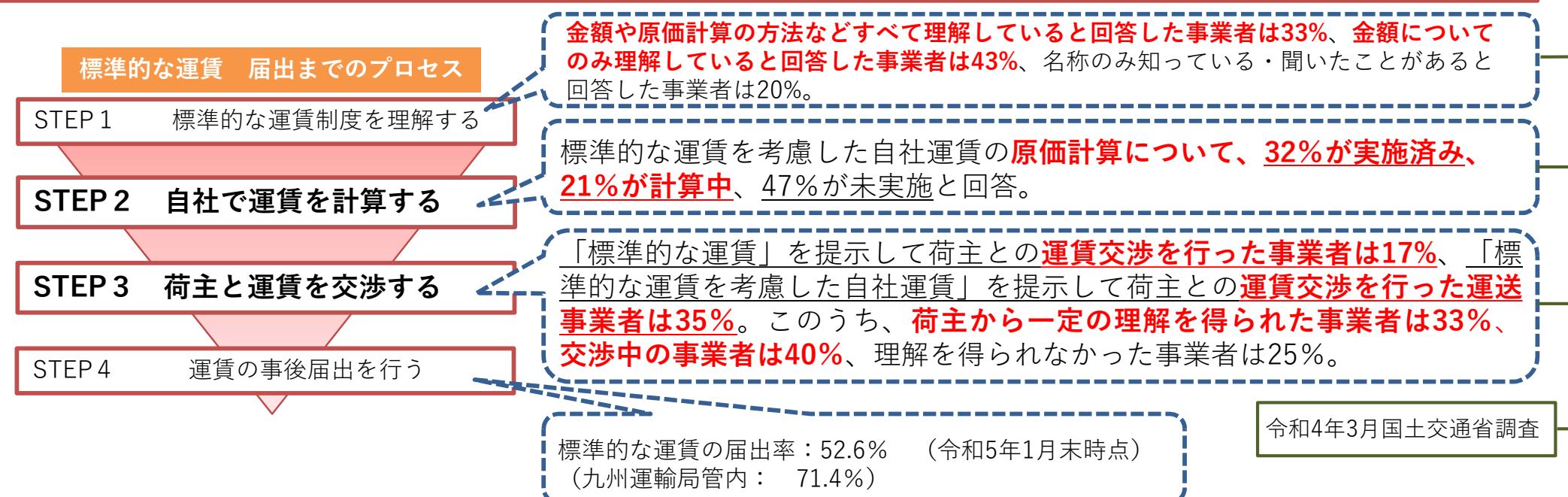
- ◆ 元請け・下請けの関係 ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ 車両費 ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等ができるよう償却年数は5年**で設定
- ◆ 人件費 ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ 帰り荷の取扱い ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ 利潤 ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映させていくことが重要**

標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、**運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援すること**を目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤（自己資本金の10%）などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要**。



- ◆ 「ホワイト物流」推進運動セミナーやトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会等を通じて荷主等へ「標準的な運賃」の周知・浸透を図っているところ。

標準的な運賃について（令和5年1月末時点 届出件数）

支局	事業者数 (靈柩除く) H31.3.31現在	件数	割合
札幌	1516	786	51.8%
函館	268	230	85.8%
室蘭	370	238	64.3%
旭川	410	284	69.3%
帯広	326	116	35.6%
釧路	276	191	69.2%
北見	189	105	55.6%
小計(北海道)	3355	1950	58.1%
青森	796	451	56.7%
岩手	582	390	67.0%
宮城	1187	667	56.2%
秋田	340	253	74.4%
山形	364	211	58.0%
福島	988	669	67.7%
小計(東北)	4257	2641	62.0%
茨城	2258	791	35.0%
栃木	1085	548	50.5%
群馬	1148	291	25.3%
埼玉	3340	610	18.3%
千葉	2196	634	28.9%
東京	5012	1162	23.2%
神奈川	2535	670	26.4%
山梨	504	237	47.0%
小計(関東)	18078	4943	27.3%

支局	事業者数 (靈柩除く) H31.3.31現在	件数	割合
新潟	707	554	78.4%
長野	636	260	40.9%
富山	603	389	64.5%
石川	741	377	50.9%
小計(北陸信越)	2687	1580	58.8%
福井	477	317	66.5%
岐阜	856	447	52.2%
静岡	1546	1011	65.4%
愛知	2893	1677	58.0%
三重	968	740	76.4%
小計(中部)	6740	4192	62.2%
滋賀	503	364	72.4%
京都	974	730	74.9%
大阪	4402	2841	64.5%
兵庫	2210	540	24.4%
奈良	597	380	63.7%
和歌山	558	380	68.1%
小計(近畿)	9244	5235	56.6%
鳥取	302	245	81.1%
島根	375	325	86.7%
岡山	1148	857	74.7%
広島	1509	1191	78.9%
山口	627	537	85.6%
小計(中国)	3961	3155	79.7%

支局	事業者数 (靈柩除く) H31.3.31現在	件数	割合
徳島	380	331	87.1%
香川	594	505	85.0%
愛媛	735	656	89.3%
高知	422	383	90.8%
小計(四国)	2131	1875	88.0%
福岡	2229	1355	60.8%
佐賀	436	348	79.8%
長崎	428	367	85.7%
熊本	688	603	87.6%
大分	523	360	68.8%
宮崎	402	322	80.1%
鹿児島	1006	724	72.0%
小計(九州)	5712	4079	71.4%
陸運事務所	825	301	36.5%
合計	56990	29951	52.6%

※告示されてからの累計件数

標準的な運賃(燃料サーチャージの算出方法等)の新告示について

国土交通省報道発表資料 (R5.3.1) 国土交通省自動車局貨物課



Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年3月1日
自動車局 貨物課

トラック運送業に係る標準的な運賃の一部として、燃料サーチャージの算出方法等を告示しました

～ トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進します～

令和2年4月に告示した「標準的な運賃」の一部として、「燃料サーチャージの算出方法等」を告示しました。燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備することにより、トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進します。

1. 背景

平成30年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(平成30年法律第96号)に基づき、運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃収受を支援するため、令和2年4月に、「標準的な運賃」を告示しました。

「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年などの経営改善につながる前提を置いて、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示しています。

令和4年末時点で「標準的な運賃」の届出率は52%まで上がりましたが、燃料サーチャージの設定・収受については、「標準的な運賃」の解釈通達においてのみ位置づけられていたため、より広く関係者に周知することが課題とされていました。

2. 概要

今般、燃料サーチャージの設定・収受が、「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来、「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自賃第14号）」において定められていた燃料サーチャージの算出方法等を、新たに告示として定めることとしました。

今後、新たな告示について、トラック事業者や荷主への周知・浸透に取り組み、トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進してまいります。

(参考)

なお、運輸審議会において検討した結果、本件については、同審議会への諮問を不要とする軽微な事案に認定^(*)されています。

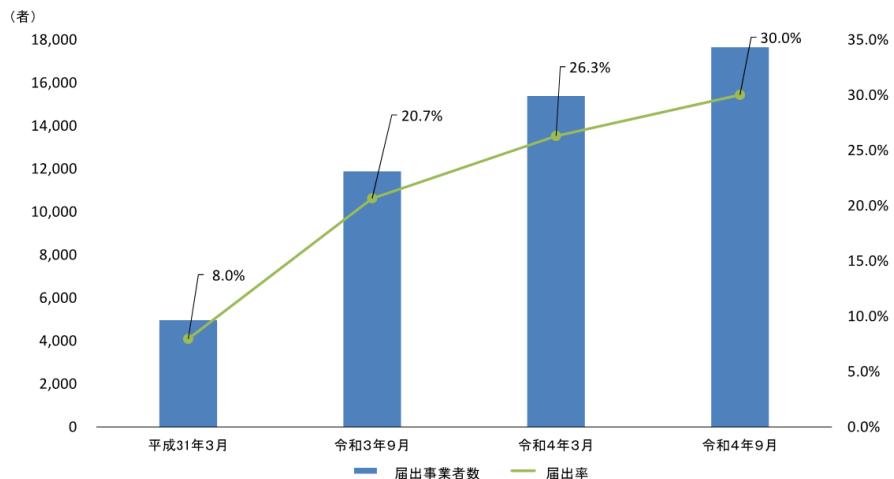
* https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000238.html

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局貨物課 羽田野
TEL：03-5253-8111（内線：41323）、03-5253-8575（直通）

(概要)

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について(R2.4.24付)」において定められた「燃料サーチャージの算出方法等」を、より広く関係者に周知することを目的に、その内容を「標準的な運賃」の一部として新たに告示することとした。

(燃料サーチャージの届出率)



(目的・効果)

- 燃料サーチャージの収受は、荷主との関係でも浸透しつつあるが、燃料サーチャージの計算式等を標準運賃の告示として位置付けることにより、普及を加速していく。
- 燃油価格高騰下において、燃料サーチャージの届出をさせ、燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境の整備を図り、運賃交渉を促進していく。

荷主対策の深度化

貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国土交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国土交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

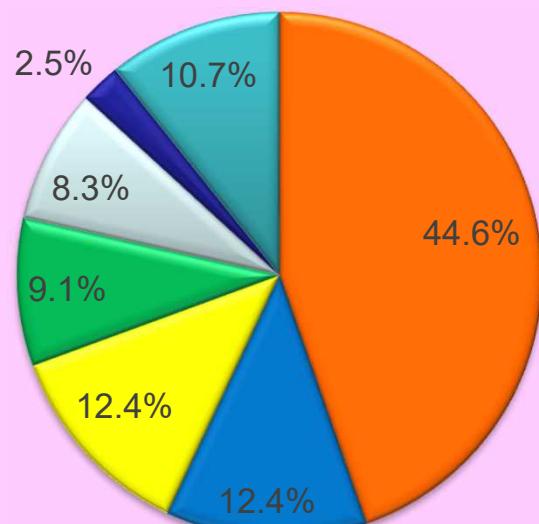
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他

「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	2
働きかけ	72

※令和4年1月30日現在

荷主対策の深化:要請の実施事例(参考)

- 「要請」日時 ~令和4年8月 (「働きかけ」日時 ~令和3年1月)
- 場 所 ~中部運輸局管内 ○ 荷主種別 ~製造業 (発荷主)
- 違反原因行為 ~ 「長時間の荷待ち」
- 相談者からの申告内容

(令和2年8月、令和3年1月の申告内容)

- 納品先が納品日前日の午後にならないと分からぬいため、荷待ち時間が恒常に発生している。
- 日常的に待機時間が発生しており、積込が遅くなても到着時間が決まっているため、高速道路を利用しても、休息8時間が取れない。
 - ~ 令和3年1月、「働きかけ」を実施
 - ~ 発荷主側が対策として、納品先からの注文締切時間を早め、納品日前日の午前中に出荷指示、積込をする体制の徹底へ

(令和4年5月以降の申告内容)

- 昼過ぎから待機しているが、夕方18時ころの積込になるのが常。
- 積込待ちがかなり長くて、お昼に受付しても夜7時になる。
 - ~ 国土交通省において調査を実施し、情報との整合性を確認
 - ~ 令和4年8月、「要請」を実施

○発荷主において、改善計画に基づいた各種取組 (「入構時間の指定」など) に速やかに着手

荷主対策の深化:適正化事業実施機関との連携強化

事務連絡

令和4年4月19日

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 藤原利雄 殿

国土交通省自動車局貨物課
トラック事業適正化対策室長

国と地方貨物自動車運送適正化事業実施機関のさらなる連携強化について

今後の方適正化事業の実施にあたっては、下記の内容について留意の上対応されたく、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対して、同実施機関所属の指導員に周知徹底を図るよう周知されたい。

記

1. 貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第39条に基づく地方適正化事業の実施にあたり、巡回指導等において、同法附則第1条の2に定める違反原因行為(法又は法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為。以下「違反原因行為」という。)を行っている疑いのある荷主等の情報収集に努めていただきたい。
2. とりわけ、現在、政府では、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう必要な取組を進めているところである。荷主等が貨物自動車運送事業者から、こうしたコストの上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず不當に据え置くことは、違反原因行為にあたり、法附則第1条の2に基づく働きかけ、要請、勧告・公表の対象となる行為であることから、このような行為に関する情報収集にも努めていただきたい。
3. 國土交通省においては、相談窓口及び目安箱を設置し、荷主等の違反原因行為の情報収集に努めている。地方実施機関の巡回指導実施に際して、國土交通省の取り組みを紹介し、事業者から違反原因行為の情報が提供された時は、添付の様式により毎月開催される定例会議等で管轄運輸支局等に報告いただきたい。(添付の様式 (略))

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策(2022.4.26)(抄)

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

●賃上げ・価格転嫁対策

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する取締りを強化する**など、取引適正化の取組を進める。

3月の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査を通じ、価格協議・価格転嫁の状況について業種別に公表するとともに、状況の良くない個別の企業に対して、下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」を実施する。

物流の各分野(貨物自動車運送業、内航海運業、倉庫業等)において、燃料等の価格上昇分が適正に運賃・料金に反映されるよう、荷主等への周知及び法令に基づく働きかけ等を徹底して実施し、安定的な経営を支援する。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(2022.10.28)(抄)

3. 繼続的な賃上げの促進・中小企業支援

(2) 中小企業等の賃上げの環境整備

①中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める。

具体的には、公正取引委員会等の執行体制を強化するとともに、**転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する**。また、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う。また、**価格交渉促進月間に基づく親事業者への指導・助言の更なる実施とその実効性を高めるための踏み込んだ情報開示とともに、パートナーシップ構築宣言の推進や中小企業・小規模事業者の価格交渉力強化等に取り組む**。

・トラック運送事業、内航海運業及び倉庫業に係る**燃料等の価格上昇分を反映した適正な運賃・料金収受**に関する**周知及び法令に基づく働きかけ等の実施**(国土交通省)

適正な運賃収受のための荷主周知活動

燃料価格の上昇に対する国土交通省の対応(トラック関係)

①荷主への周知・広報の強化

「燃料費を含む適正な運賃の収受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。

具体的には、以下の対応を実施。(R4.10.5現在)

- 荷主関係団体(約1,000団体)あて要請文書を発出(R3.11.10)
- 荷主企業(約45,000社)あて要請文書を全ト協と連名で発出(R4.1.21)
- 運輸支局長等による荷主団体、荷主企業への訪問(125回)
- 各県の取引改善協議会やホワイト物流セミナー等を通じた周知(137回)



※荷主企業を訪問し、要請文書を手交する運輸支局長

※荷主向け
パンフレット

②相談窓口の設置

トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置するとともに、国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○R4.10.5現在、計35件の相談に対応

※燃料サーチャージに関する相談・意見・質問等:25件、運賃交渉に関する相談・意見等:9件、燃料価格に関する意見:1件

③荷主働きかけ等の法的措置

燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不當に据え置くことは、独禁法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

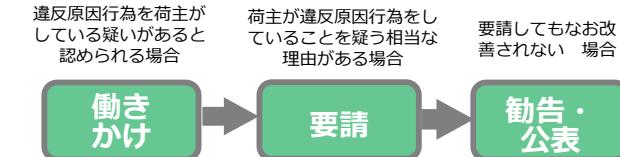
○R4.10.5現在、上記の相談に基づき、7件の働きかけを実施

※運賃・料金や運送条件に関する運送事業者との交渉に応じるよう働きかけ:7件(東北、関東、中部、中国、九州運輸局管内)

○R4.10.5現在、中小企業庁と連携し、下請中小企業振興法に基づき助言(注意喚起)を実施

※元請運送事業者に対して下請事業者との価格転嫁や価格交渉を適正に行うよう助言

<貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー>



* 荷主の行為に独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

適正な運賃収受のための荷主周知活動

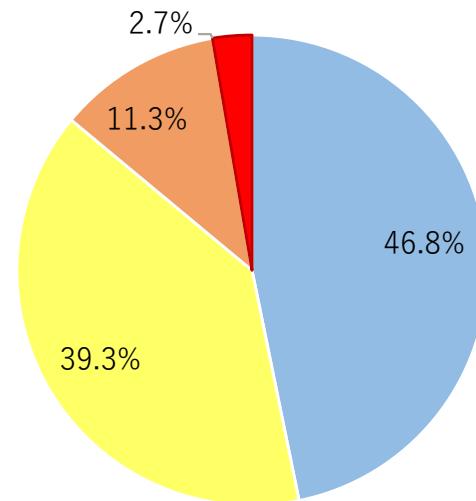
燃料高騰による価格交渉・転嫁の状況について(R3年度輸送実態調査より)

燃料高騰による価格転嫁状況（実運送事業者の回答）

- 荷主等との価格交渉の結果、「価格改定等行った」と回答した実運送事業者は47%
 （「運賃等の改定」(24.7%)、「燃料サーチャージの導入」(16.3%)、
 「運賃、燃料サーチャージ以外の名目で燃料費相当分を受け取ることとした」(5.9%)）
- 「荷主等と価格交渉したが、改定に至らなかった」と回答した実運送事業者は11.3%
 「価格交渉に応じてもらえなかった」と回答した実運送事業者は2.7%

【集計期間：R4.1月～2月、有効回答数：運送事業者984社】

【実運送→荷主・元請】



価格交渉しなかった主な理由

- ・以前断られた、言い出しにくい。
- ・荷主も原価が高騰している。
- ・過去交渉して仕事量を減らされた。
- ・価格が下がった時、値下げ交渉される。
- ・仕事を失う可能性がある。
- ・交渉まで手が回らない。
- ・自社の準備不足
- ・安く仕事を取る他社に仕事を取られる。
- ・今後交渉する予定。

価格交渉したが、改定に至らなかった主な理由

- ・元請からの運賃が改定されないため。
- ・真荷主からもらえてないので、支払えない。
- ・今期の運賃が決まっているため。

【国交省等の取組み】

荷主等への周知、広報
(国交省、トラック協会)

適正取引相談窓口(国交省)

交渉に応じていない場合
「働きかけ」等の法的措置
(国交省)

交渉に応じてもらえなかった
と回答した者への追加調査
(国交省)

公正取引委員会、中小企業
庁による価格転嫁対策

原価計算セミナー
(全日本トラック協会)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業者支援について

九州運輸局長から管内地方公共団体首長への支援依頼文書を発出

- R4.4.26の「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が拡張され、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたこと受け、[R4.5.9付で九州運輸局から管内全地方公共団体に対し、運輸・観光事業者への支援依頼文書を発出](#)。
- R4.9.20付で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」が増設され、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として交付されることとなったことを受け、[R4.10.7付で九州運輸局から管内全地方公共団体に対し、運輸・観光事業者への支援依頼文書を発出](#)。

九州管内運輸支局等による地方公共団体への訪問要請 等

- 各運輸支局単独、またはトラック協会と協力した[地方公共団体訪問による要請活動](#)の実施。
- 支援措置の創設を検討している[地方公共団体からの相談への対応](#)。



九州管内の地方公共団体によるトラック事業者への支援措置

- 九州管内の地方公共団体によるトラック事業者への支援措置は[計129件](#)（R4.10.31時点。内閣府HP掲載資料による）。

適正運賃収受に関する荷主企業等への要請活動について

九州管内運輸支局による荷主団体や荷主企業等への要請 等

- 商工会議所に対し標準運賃をはじめとするトラック事業者の適正運賃収受に関する[要請活動](#)の実施。
- 主要荷主企業を訪問のうえトラック事業者の適正運賃収受に係る[要請活動](#)の実施。
- 荷主企業に対し労働局やトラック協会等と協力して適正運賃収受荷係る[要請文書](#)の発出。
- 各種セミナーにおいて適正運賃収受に係る[講演](#)を実施（大分運輸支局）。

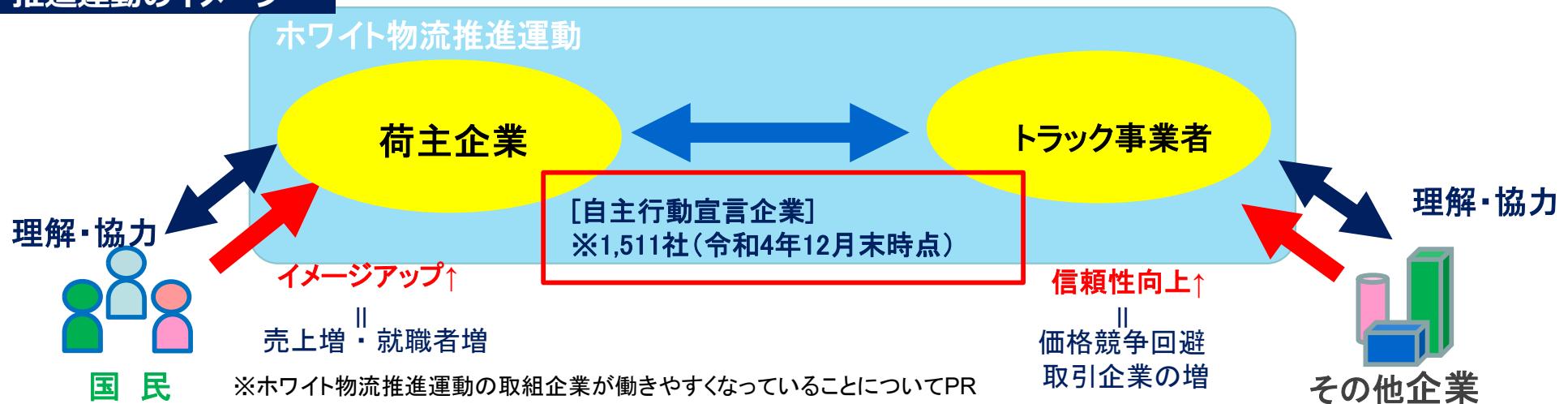
「ホワイト物流」推進運動 ~ ホワイト物流推進運動の概要 ~

- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取り組み。

※ トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%
- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取り組みを強力に推進。

〔 平成30年5月30日
「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定 〕

推進運動のイメージ



宣言内容

【必須項目】

- ・取組方針
- ・法令遵守への配慮
- ・契約内容の明確化・遵守

【推奨項目】※企業の判断で複数項目から選択

- A. 運送内容の見直し
- B. 運送契約の方法
- C. 運送契約の相手方の選定
- D. 安全の確保

(宣言が多い上位3項目)

- ・物流の改善提案と協力
- ・異常気象時等の運行の中止・中断等
- ・パレット等の活用

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン (加工食品、飲料・酒、建設資材、紙・パルプ(洋紙板紙・家庭紙)物流編)について

1. ガイドライン策定の経緯

- トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題となっており、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携して、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていくことが必要。
- 一方、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- このため、荷待ち件数が特に多い加工食品、建設資材、紙・パルプの各分野の物流について、課題の抽出を図るとともに、トラック運送事業者及び発着荷主が参画して長時間労働の改善を図るため懇談会等を設置。懇談会等の検討の成果としてガイドラインを策定。

2. ガイドラインの構成

【まえがき】

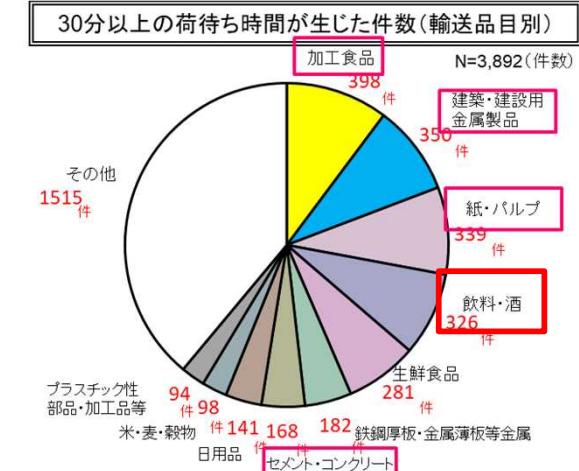
- ガイドライン策定の経緯とトラック運送事業の現状
 - 今後のトラック運送事業の見通し、(2) トラック運送事業を取り巻く制度面の変遷、
(3) トラック運送事業の健全な発展に向けて

【本編】

- 輸送品目別物流における現状・課題、解決の方向性の整理
- 取引環境と長時間労働の改善に向けた具体的な取組み事例等

【あとがき】

- 輸送品目別物流における今後の取組みの方向性



加工食品、飲料・酒物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

品目別各ガイドラインの概要

(令和2年5月29日公表、令和3年4月27日「加工食品」を「加工食品、飲料・酒」に改訂)

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品、飲料・酒	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html <ul style="list-style-type: none"> 「1／3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 多種多様な製品サイズが存在 飲料における夏期の物流波動 ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒長時間にわたる荷役作業 	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限の年月表示化等による仕分け作業等の効率化 ASNやQRコード等の活用による伝票情報等の電子化 附帯作業の見える化 パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等によるノ一検品の実現 附帯作業の軽減 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html <ul style="list-style-type: none"> 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒トラックの荷待ちへの関心が薄い 多種多様な製品を専別に仕分け ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場での事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 運送と荷役の分離の推進 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化 	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者による物流へのマネジメントの強化 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html <ul style="list-style-type: none"> 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附帯作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒低積載率での運行 ⇒附帯作業の実施による長時間労働 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附帯作業の軽減等の対策を実施 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html <ul style="list-style-type: none"> 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒手荷役による長時間労働 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主の連携によるパレット化 物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

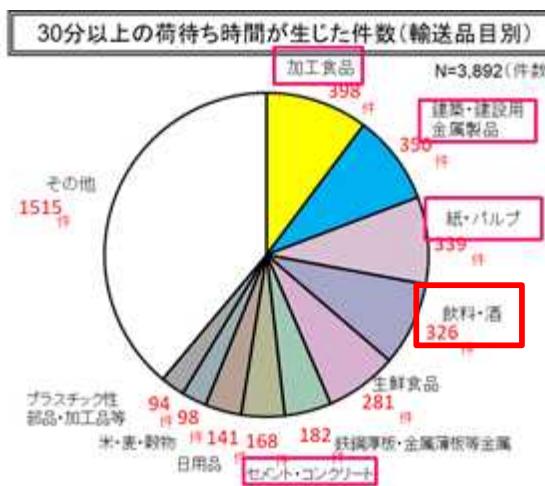
ガイドラインの今後の展開

- ✓ これまでも荷主団体や運送事業者向けの説明会等の場を活用してガイドラインの周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより荷主・運送事業者双方に対する施策の浸透を図る。

①国土交通省のほか、荷主所管省庁、荷主企業、運送事業者等により構成される、中央及び全国47都道府県に設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」によるフォローアップ。

②物流総合効率化法の支援等も活用しつつ、それぞれのサプライチェーンの事業者を対象とした各企業における具体的な取り組みを支援・促進。

③国土交通省の既存のリソースなども活用しながら、広告活動やセミナーを開催するなどガイドラインの普及啓発・情報発信の実施。



加工食品、飲料・酒物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要



(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。
- 認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」に加えて令和4年度から新たに「二つ星」の申請を受け付ける。

1. 認証の審査要件

- 中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、
 - ① 法令遵守等
 - ② 労働時間・休日
 - ③ 心身の健康
 - ④ 安心・安定
 - ⑤ 多様な人材の確保・育成
 - ⑥ 自主性・先進性等の6分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。
※⑥は二つ星のみ。一つ星では参考点として点数化。

2. 申請方法

- 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。
※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施
※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
※ 審査料: 55,000円(税込)／1申請あたり
（インターネットによる電子申請の場合、33,000円(税込)に割引。
電子申請による一つ星の継続申請の場合、16,500円(税込)に割引。）
※ 登録料: 66,000円(税込)／1申請あたり

3. 一つ星認証事業者数

令和4年8月2日現在

トラック事業者	2,320社	<認証マーク>
バス(貸切・乗合)事業者	218社	
タクシー事業者	740社	
合計	3,278社	一つ星 二つ星

4. スケジュール(予定)

- 一つ星継続・二つ星新規の受付期間：令和4年12月16日～令和5年2月15日
- 一つ星新規(追加募集)の受付期間：令和4年9月16日～11月15日
- 認証事業者の公表(上記受付期間分)：令和5年6月以降順次
※令和4年9月16日～11月15日の一つ星新規受付分については令和5年3月以降順次認証事業者を公表。

5. 認証取得によるインセンティブ

- 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て、「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等も実施中。
- 令和4年度第2次補正予算による補助金における認証事業者の優遇等の措置や、「二つ星」・「三つ星」の認証事業者のうち対面での審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定の整備も実施予定。

異常気象等を理由に貨物運送の運行経路の変更や運行中止等を行う場合には荷主の理解が不可欠であり、荷主所管省庁である経済産業省や農林水産省と連携し、荷主に対して以下の体制により情報の周知や要請を行っている。

1. 季節的な周知・要請

- 降積雪期や出水期を迎える前に、降積雪期等における注意事項に関する文書を発出。

2. 緊急的な周知・要請

- ①大雪や大雨などの予報・警報を超える異常気象の予測に基づき気象庁が緊急発表を行う場合や、高速道路・幹線国道の通行止め情報などを事前に入手した場合には、関係省庁を経由して荷主団体等へ情報提供を実施するとともに、運行経路の変更、運行の中止等を認めるなど柔軟な対応を要請。
- ②予め運送に支障を来すことが予想される場合には、在庫の積み増しや、運行可能域内の物資の融通を行うよう要請。

【周知・要請体制】



※運送事業者や荷主団体（経団連や日商など）、
関係省庁等により構成され、主に自動車局
貨物課が運営する会議体

台風等の異常気象時における輸送の目安の設定

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じている。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会より、異常気象時に輸送の拒絶や中止することが可能となるような基準を策定するよう要請があり、令和2年2月28日付で通達を発出。

【通達の概要等】

- ◆ 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安を提示。
- ◆ 荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下会員への周知を依頼。

[別表] 異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	2.0～3.0 mm/h	ワイパーを連くしても見えない	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	3.0～5.0 mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーキング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	5.0 mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	1.0～1.5 m/s	道路の吹き飛しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	1.5～2.0 m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	2.0～3.0 m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	3.0 m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時		大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき	
視界不良（濃霧・風雪等時）		視界が概ね2.0 m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
警報點表示時		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

* 輸送を中止しないことを理由に荷主に代わって料金を支払うものではないが、荷主が運送が実施する路線において、輸送の安全を確保するための措置を講じなければ輸送が実施された場合には、「荷物引取拒否事由」に対する行政処分等の体制について（平成21年9月29日付け第88号第12号、府内通第TT号、府内通第61号）に基づき行政処分を行なう。

<異常気象時に輸送する際の目安>



<気象庁作成の資料>

トラック運転者確保のための 「トラックのお仕事セミナー」

人材不足に直面しているトラック業界の働き手不足について、潜在的求職者の掘り起こしを図るため、九州運輸局・福岡労働局・福岡県トラック協会と共同により、ハローワークへの求職者を対象に実際に使用しているトラックへの試乗及び運送事業者との対話の機会となるセミナーを開催。

【概要】

開催日時: 令和4年9月3日(土)

場所: 九州運輸局福岡運輸支局

・【参加者数】求職者28名

【参加企業数】3社

【試乗車両】 4両 (10t:1両, 4t:2両, 2t:1両)



(試乗体験の様子)

「海上モーダルシフト推進セミナー」

九州運輸局では、(公財)九州運輸振興センター・九州トラック協会・九州長距離フェリー協議会との共催により、トラック事業の労働環境改善や内航海運の安定輸送の確保を目的として「海上モーダルシフト利用促進セミナー」を開催。

【概要】

開催日時: 令和4年10月11日(火)

場所: オリエンタルホテル福岡

・海運事業者による航路サービス説明

・海運事業者とトラック事業者との個別相談会

・【参加者数】海運事業者11社、トラック事業者36社



(セミナーの様子)

(個別相談会の様子)



検討会の趣旨・目的

事務局（経済産業省・国土交通省・農林水産省）

- 物流の2024年問題に係る働き方改革、カーボンニュートラルへの対応など物流には大きな変革が求められている。
- 物流を停滞・途絶させないため、物流に関わる物流事業者・荷主企業・消費者といった関係者がそれぞれの役割を再考し、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組が不可欠。
- このため、有識者・関係団体・関係省庁を構成員とする検討会を立ち上げ、諸課題の解決に向けた検討を開始。
- 開催状況：第1回(R4.9.2)、第2回(R4.10.6)、第3回(R4.11.11)、第4回(R4.12.13)、第5回(R5.1.17)

現状と課題

- 2024年問題の影響により輸送能力の14.2%が不足することが見込まれる。（※九州では19.1%）
- 物流プロセスにおける非効率な商慣習や多重下請構造の是正による契約条件の明確化や取引の適正化が必要。
- 荷主企業における意識改革や消費者の理解醸成、共同輸配送による積載率の向上等による物流DXの推進が必要。

(1) 不足する輸送能力（全体）

	不足する輸送能力の割合	不足する営業用トラックの輸送トン数
2019年度データ	14.2%	4.0億トン

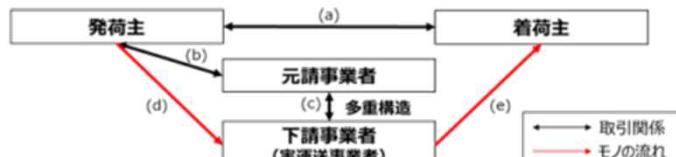
※拘束時間を3,400時間とした場合、不足する輸送能力は5.6%、不足する営業用輸送トン数は1.6億トンと見込まれる。

(2) 不足する輸送能力（荷主別）（2019年度データ）

業界	不足する輸送能力の割合
農産・水産品出荷業	32.5%
建設業（製造業）	10.1%
卸売・小売業、商業施設	9.4%
特種車	23.6%
元請の運送事業者	12.7%
搬・パッブ（製造業）	12.1%
飲料・食料品（製造業）	9.4%
自動車、機械・機器、金属（製造業）	9.2%
化学製品（製造業）	7.8%
日用品（製造業）	0.0%

(3) 不足する輸送能力（地域別）（2019年度データ）

地域	不足する輸送能力の割合
北海道	11.4%
東北	9.2%
関東	15.6%
北陸信越	10.8%
中部	13.7%
近畿	12.1%
中国	20.0%
西日本	9.2%
九州	19.1%



対象	類型	輸送に係る課題
(a) 発荷主-着荷主	受発注	-納品時間（リードタイム）、受注〆時間による無理な配達依頼 -受注主の変動による需要変動在-(e)で発生した事由の処理
(b) 発荷主-元請事業者	運送契約	-取引適正化（運賃・料金等）-その他安全な輸送を行なう行為 -(d)(e)で発生した事由の処理
(c) 元請事業者-下請事業者	下請契約	-取引適正化（運賃・料金等） -(d)(e)で発生した事由の処理
(d) 発荷主-下請事業者	荷積み	-長時間の荷積み待ち・契約にない取扱作業
(e) 下請事業者-着荷主	輸送、荷卸し	-取引関係にない着荷主の指示・長時間の荷卸待ち・契約にない取扱作業 ※ここでいう「元請」とは、「貨物利用運送事業者が行う一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業」または「貨物自動運送事業者が行う貨物自動利用運送」を指し、直接の契約関係に入らない次事業者は含まない。

課題を踏まえた政策の方向性

- 物流に係る荷主企業や消費者の意識改革の検討。
- 発・着荷主企業、物流事業者それぞれの事業者に対する計画的な物流改善を促す措置、契約条件の明確化、多重下請構造の是正、商取引における物流コストの可視化を促進する施策の検討。
- 物流標準化・効率化の推進に向けたDX化、モーダルシフト促進等のための措置を検討。

【別添資料①】

令和3年度標準的な運賃に係る実態調査

1. 調査目的

令和2年4月の「標準的な運賃」の告示後、浸透状況を含む実態等の把握を行うことを目的に国土交通省が実施

2. 調査期間:

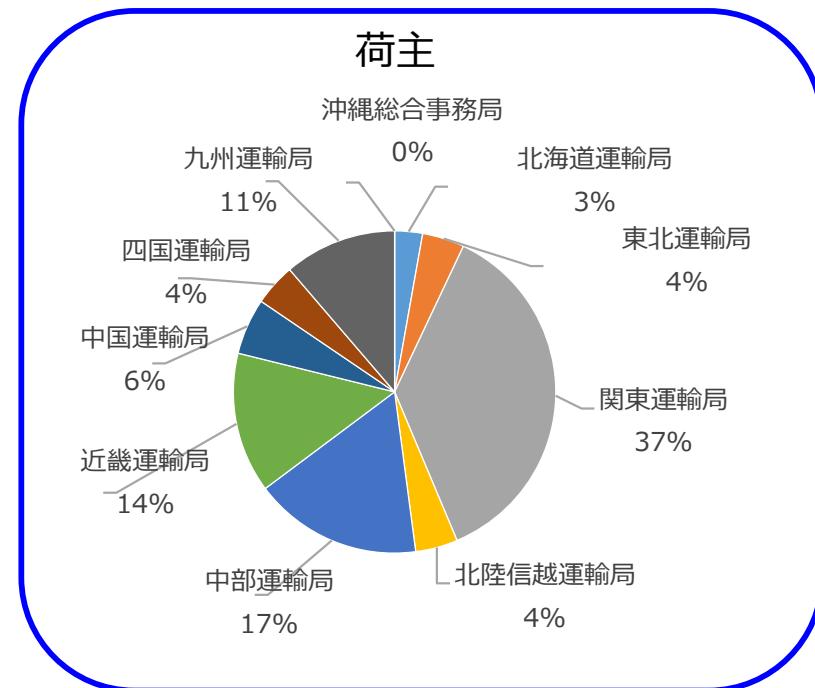
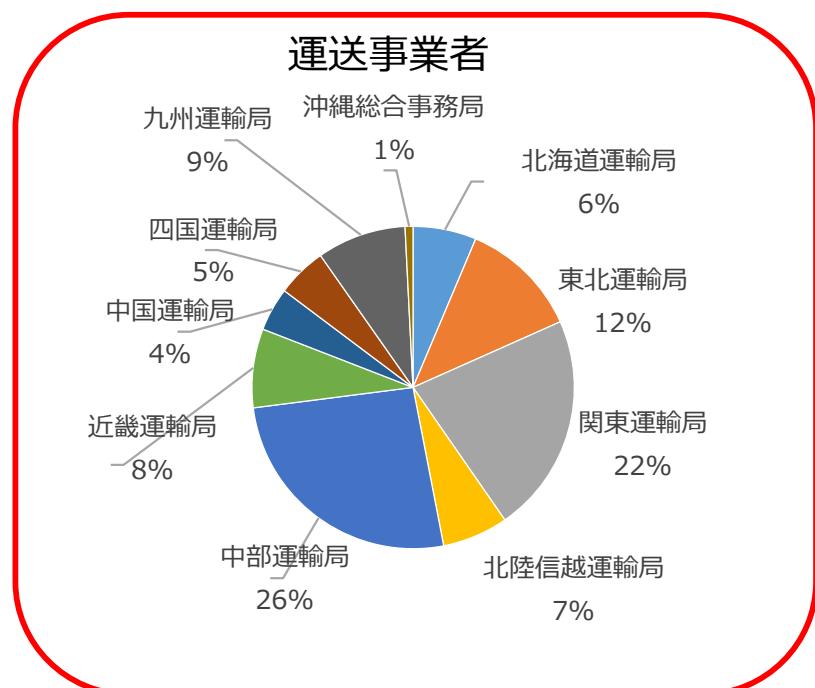
令和4年1月28日～令和4年3月31日

3. 調査対象

- 1)一般貨物自動車運送事業者
- 2)荷主

回答数 2,406 票
回答数 71 票

所在地域(運輸局)



標準的な運賃の認知状況

運送事業者

知らなかった

4%

知っていた
96%

荷主

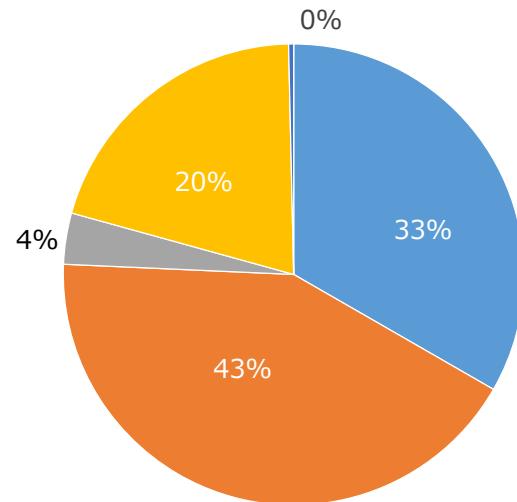
知らなかった

8%

知っていた
92%

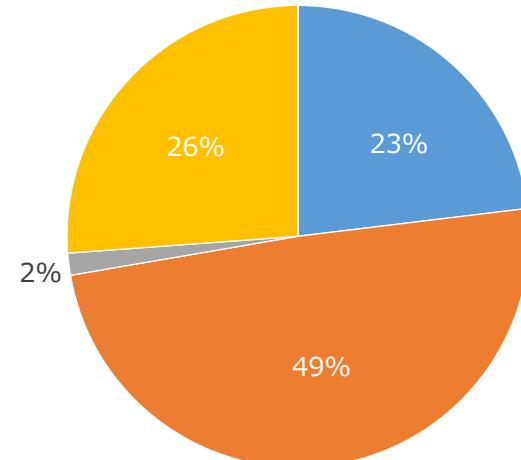
標準的な運賃の認知内容

事業者



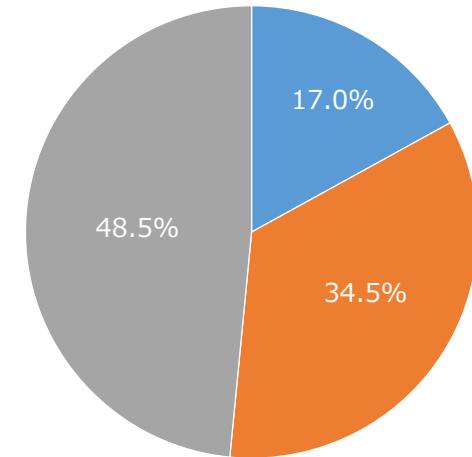
- 金額や原価計算の方法などすべて理解している
- 「標準的な運賃」の金額についてのみ理解している
- 原価計算の方法についてのみ理解している
- 「標準的な運賃」という名称のみ知っている・聞いたことがある
- その他

荷主



- 金額や原価計算の方法などすべて理解している
- 「標準的な運賃」の金額についてのみ理解している
- 原価計算の方法についてのみ理解している
- 「標準的な運賃」という名称のみ知っている・聞いたことがある
- その他

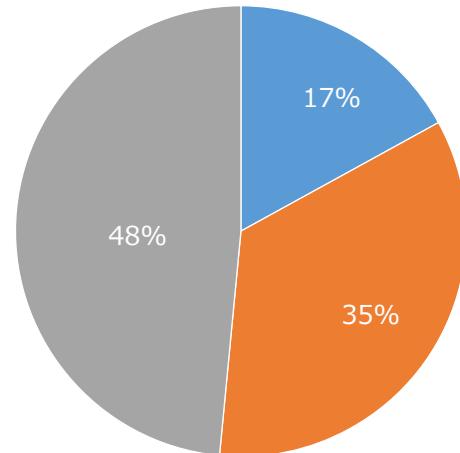
原価計算の実施状況



- 標準的な運賃を提示している
- 標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している
- 新たな運賃は提示していない（既存の自社運賃を継続）

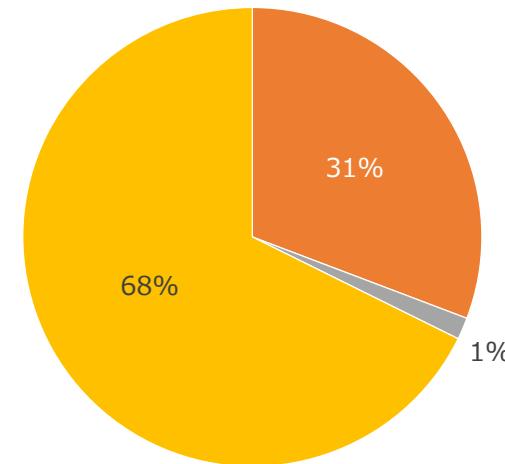
運賃の提示状況

荷主への運賃提示状況



- 標準的な運賃を提示している
- 標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している
- 新たな運賃は提示していない（既存の自社運賃を継続）

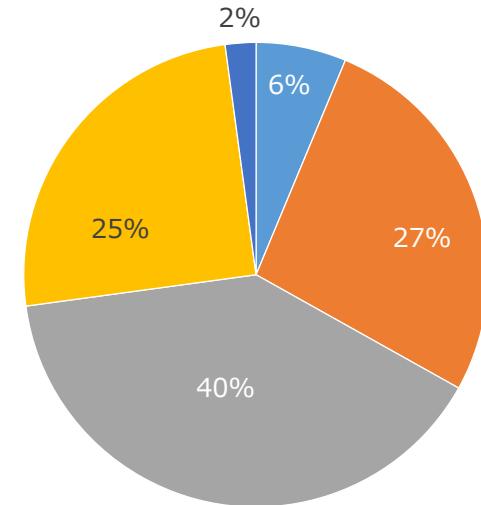
事業者からの運賃提示状況



- 標準的な運賃を提示されたことがある
- 標準的な運賃を考慮した運賃を提示されたことがある
- 標準的な運賃、標準的な運賃を考慮した運賃のどちらも提示されたことがある
- 新たな運賃は提示されたことはない（既存の運賃を継続）

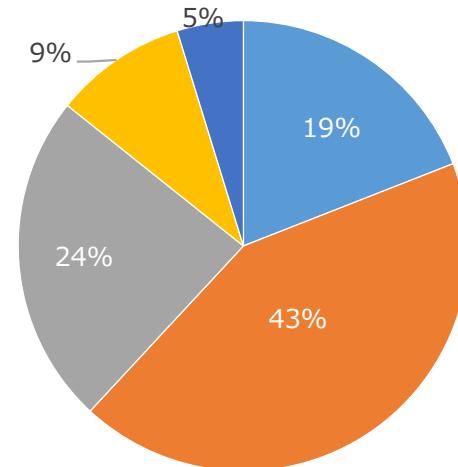
新たな運賃提示への対応

荷主の対応



- 理解を得られた
- 現在交渉中
- 一定の理解を得られた
- 受け入れられなかつた
- その他

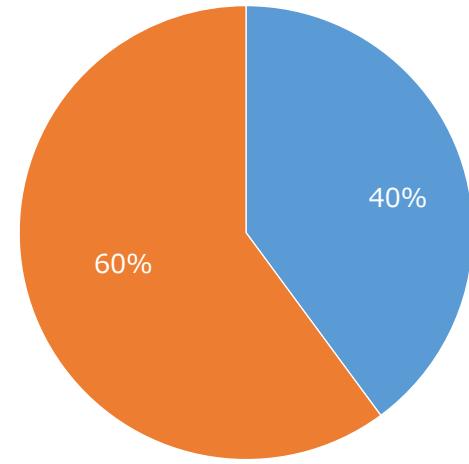
事業者への対応



- 新たな運賃を受け入れた
- 新たな運賃について一定程度受け入れた
- 現在交渉中
- 受け入れられなかつた
- その他

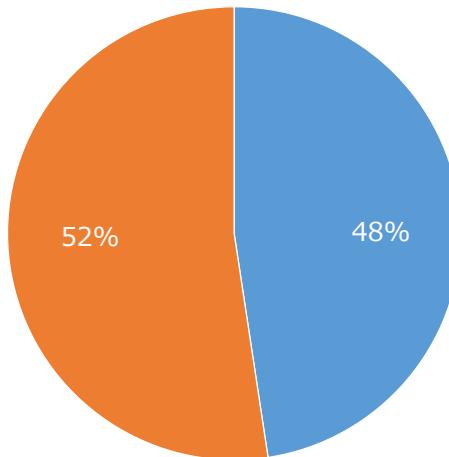
燃料サーチャージ

事業者



- 別途規定している
- 規定していない

荷主



- 別途規定している
- 規定していない

【別添資料②】

中継輸送の普及・実用化に向けた取組みについて

時間外労働規制の見直し

「働き方改革関連法」において、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行の5年後(令和6年4月1日)に、**年960時間**の上限規制が適用される。

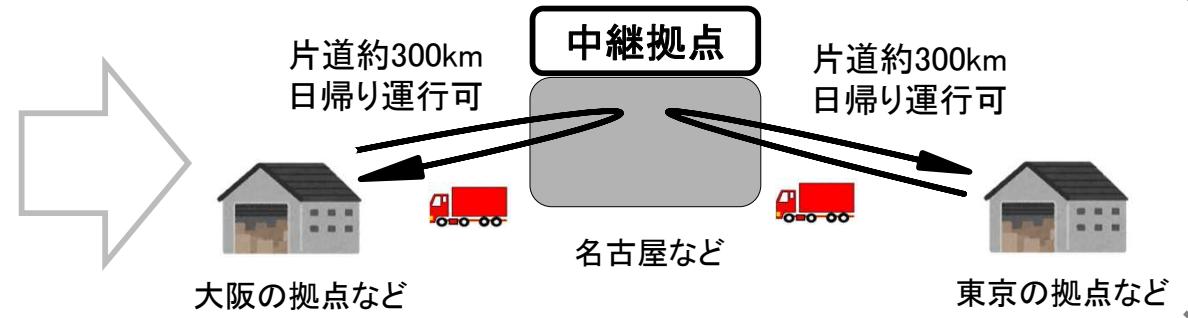
	従前の規制	「働き方改革関連法」による見直し
原則	(1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (臨時的で特別な事情がある場合、 上限なし) 特別条項	2019年4月～ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 特別条項でも上回ることのできない時間外労働規制(年720時間等)
自動車運転者	<u>「改善基準告示」により拘束時間、運転時間等を規定</u> (貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象)	2024年4月～ ・ 時間外労働年960時間 (休日労働を含まず) ・ 「改善基準告示」の改正

中継輸送とは

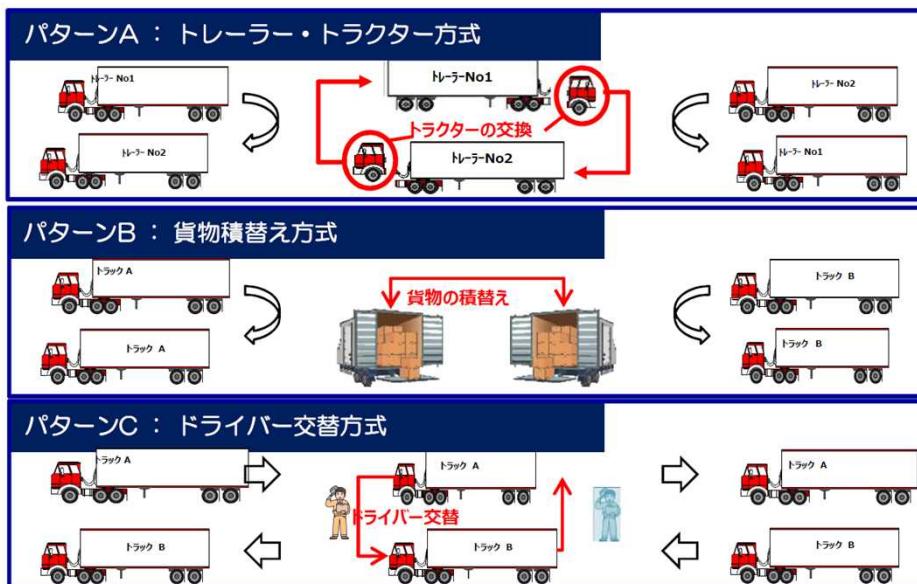
中継輸送

ドライバーの拘束時間短縮を目的として、1つの輸送行程を複数のドライバーで分担し貨物を輸送する輸送形態。

例)



■ 輸送方式



国土交通省「中継輸送の実施に当たって(実施の手引)」

○トレーラー・トラクター方式(ヘッド交換方式)

- ・中継拠点でトラクターの交換をする方式。
- ・牽引免許を持っている運転者同士で行う事が必要だが、貨物積替方式に比べて短時間の作業で済む。

○貨物積替え方式

- ・中継拠点で貨物を積み替える方式。中継拠点での積替作業が必要となる。
- ・貨物の積替ではなく、荷台を交換する場合もある。

○ドライバー交替方式

中継拠点でドライバーが交替する方式。

時間外労働規制の適用等によるドライバー不足(2024年問題)を見据え、中継輸送の普及・実用化を推進。

中継輸送拠点・中継輸送実証実験

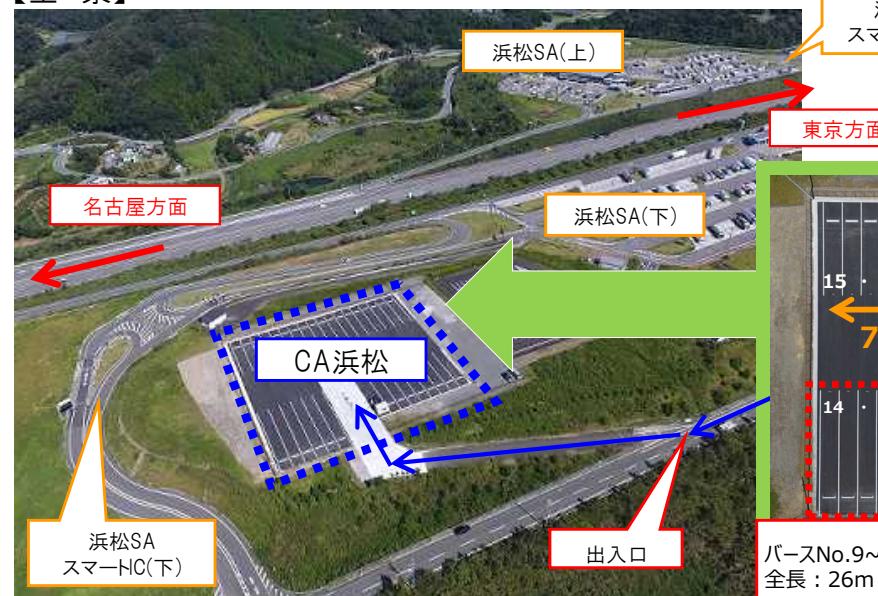
コネクトエリア浜松(静岡県)

○スマートICが設置された新東名・浜松SAに隣接する中継物流拠点をNEXCO中日本と民間事業者が共同で整備。(H30年9月～事業開始)

【位置図】

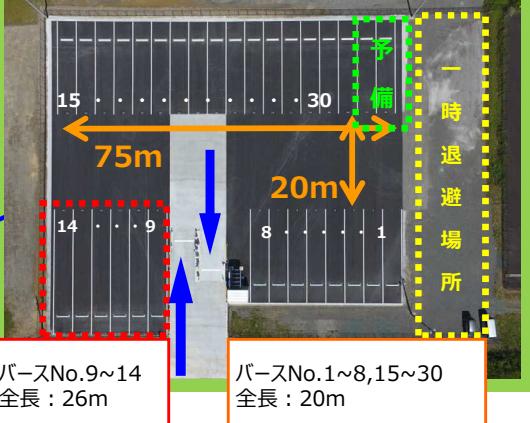


【全 景】



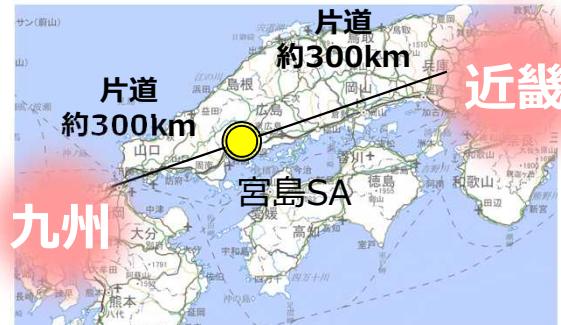
(出典)NEXCO中日本

【駐車場詳細】



山陽自動車道 宮島SA(広島県)

○関西-九州間の中継輸送拠点ニーズ把握・効果検証のため、両地域の中間に位置する宮島SAにおいて中継輸送の実証実験を実施。(R4年2月～3月)



【ドライバー交替方式】

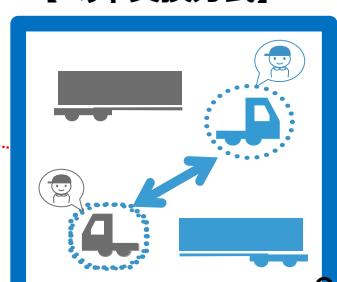


道の駅もち米の里☆なよろ(北海道)

○幹線道路（国道40号）沿いに立地し、大型の駐車スペースや休憩機能等を有する「道の駅」を拠点とした実証実験を実施。(R3年11月、R4年11月)



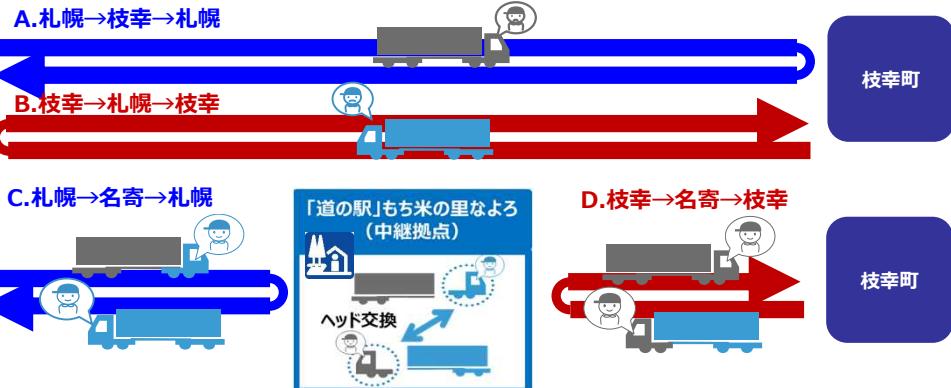
【ヘッド交換方式】



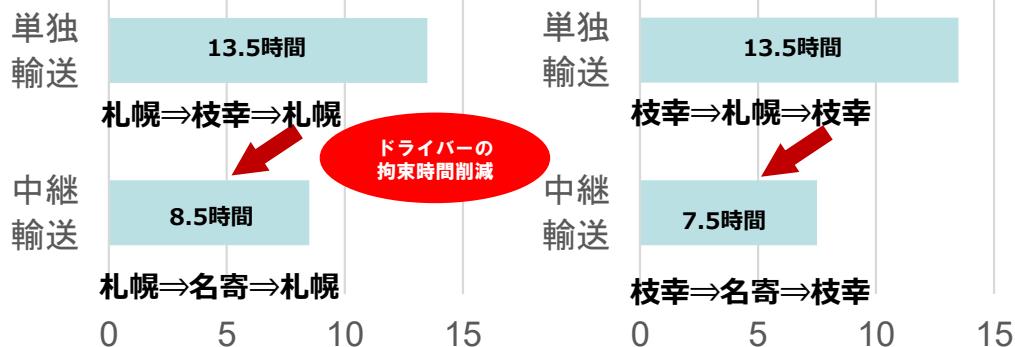
実証実験の結果について

道の駅「なよろ」(北海道)での実験 (R3.11)

概要



結果と参加企業・ドライバーの声



運送事業者

働き方改革のため中継輸送は必要不可欠。安定的なサービスの提供のため各地域にある道の駅を活用した輸送方法は今後極めて重要になると思う。

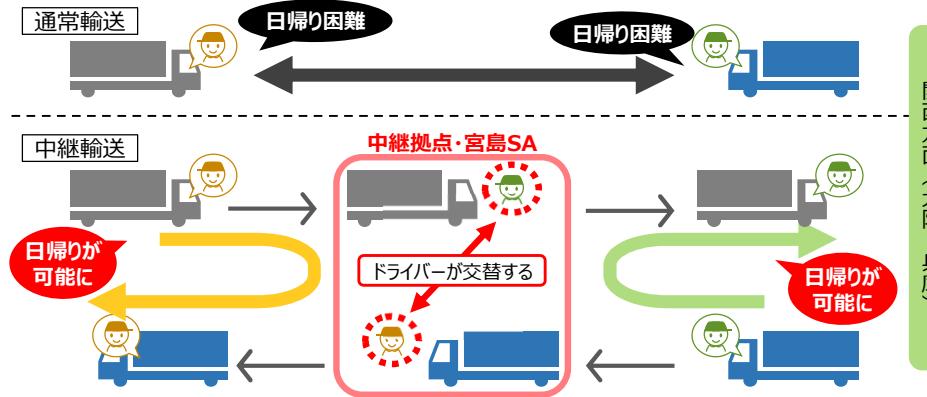


トラックドライバー

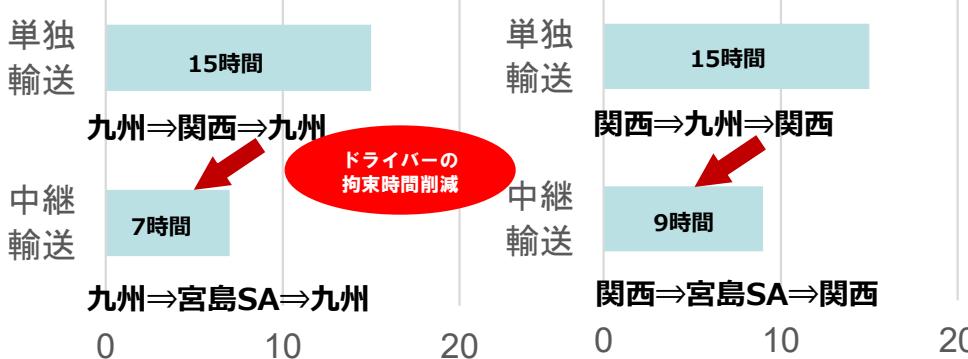
一般車両と分離した動線や専用の駐車スペース、トレーラーやヘッドの一時保管スペースがあるといい。

山陽自動車道 宮島SA (広島県)での実験 (R4.2~R4.3)

概要



結果と参加企業・ドライバーの声



運送事業者

- ・日帰りが可能になる。
- ・IC周辺に駐車施設やドッキング場を整備してほしい。



トラックドライバー

- ・日帰りが可能となり、車中泊の負担が軽減された。
- ・ぜひ導入してほしい。
- ・中継待ち合わせ時間のロス短縮が課題。

「改善基準告示」の改正案の概要

「改善基準告示」の改正については、厚生労働省の労働政策審議会で議論が行われ、令和4年9月、同審議会の専門委員会トラック作業部会においてとりまとめられた。令和4年12月に公布、**令和6年4月に施行予定**。主な内容は以下のとおり。

	現 行	改正後(令和6年4月~)
拘束時間 (労働時間+休憩時間)	<ul style="list-style-type: none">・1日 原則13時間以内 <u>最大16時間以内</u> (15時間超は1週間2回以内)・1ヶ月 <u>293時間以内</u>。<u>年3516時間</u>を 超えない範囲内で、<u>320時間</u>まで延長可。	<ul style="list-style-type: none">・1日 原則13時間以内。 <u>最大15時間以内</u>。<u>長距離運行は週2回まで16時間</u> (14時間超は1週間2回以内)・1ヶ月 <u>284時間以内</u>。<u>年3400時間</u>を 超えない範囲内で、<u>310時間</u>まで延長可。
休息期間 (勤務と勤務の間の時間)	<u>継続8時間以上</u>	<ul style="list-style-type: none">・継続11時間以上を基本、<u>9時間を下限</u>・<u>長距離運行は継続8時間以上(週2回)</u>
運転時間	<ul style="list-style-type: none">・運転時間は、2日平均で1日9時間。・連続運転時間は、4時間を超えない。	<ul style="list-style-type: none">・運転時間は現行どおり。・連続運転時間は、4時間を超えない。 SA,PA等に駐車できることにより、やむを得ず4時間を超える場合は、30分まで延長可

※上記のほか、予期しない事象(事故・故障・災害等)に遭遇した場合の対応を新設。

中継輸送拠点/実証実験実施箇所

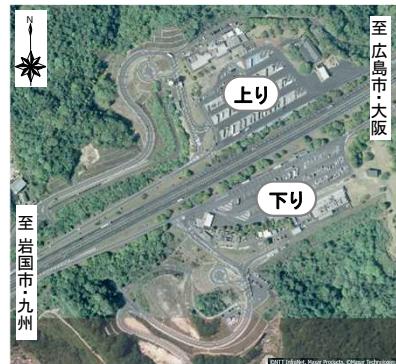
山陽道 宮島SA(広島県)

【実験概要】

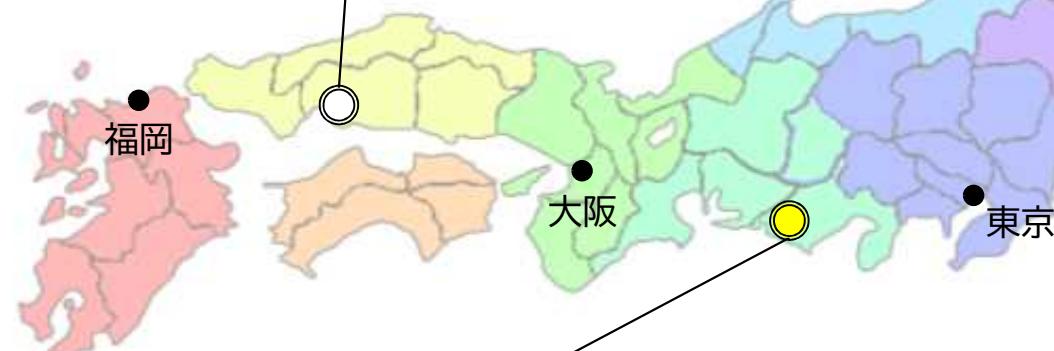
日 程：2022.2.28(月)～3.11(金)

実施主体：中国地方整備局
(NEXCO西日本協力)

主な中継ルート：九州-関西間（約600km）



- …実証実験
- …拠点整備



コネクトエリア浜松(静岡県)

【概要】

駐車容量：駐車マス30台

事業主体：NEXCO中日本・遠州トラック(株)

事業開始：2018年9月12日（水）

主な中継ルート：関東-関西（約600km）



道の駅もち米の里☆なよろ(北海道)

【実験概要】

日 程：2021.11.9(火)～12(金)

：2022.11.21(月)～12.18(日)

実施主体：北海道開発局、(株)ヤマト運輸 等
主な中継ルート：

札幌市-枝幸町間（約300km）



画像出典元：<https://hokkaido-michinoeki.jp/michinoeki/2939/>
(北海道の道の駅総合サイト「もち米の里☆なよろ」)

中継輸送システム『コネクトエリア浜松』(静岡県浜松市)

- スマートICが設置された新東名高速道路浜松SAに中継物流拠点を整備し、物流事業者の中継輸送を実施

【位置図】



【運用イメージ】

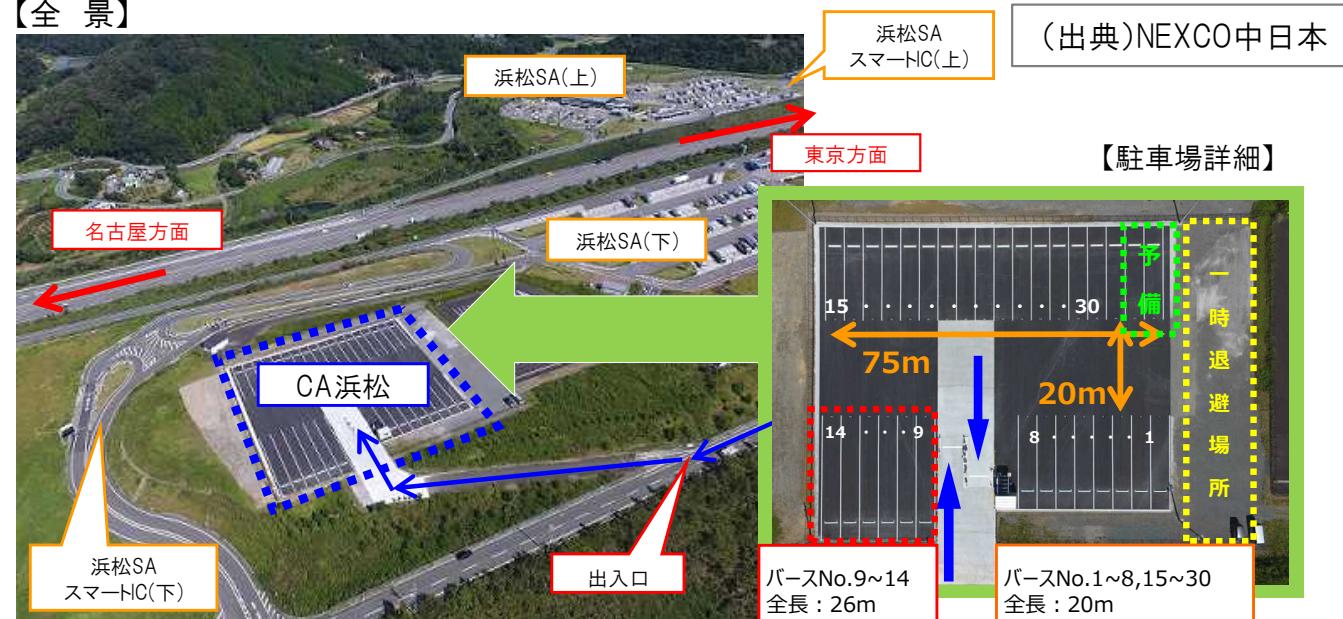
トレーラー・トラクタ交換方式の場合



ドライバー交替方式の場合



【全 景】



【車両の稼働イメージと拘束時間】

①関西拠点 ⇄ 関東間の往復運行の場合(従来の運行)※1往復:2日間の行程の場合



②コネクトエリア浜松利用の場合(新しい運行) ※日帰り運行の場合(想定)



宮島SAにおける中継輸送実証実験の概要

中継実施日	3月3日～4日	
中継予定時間	1:30～2:00	
中継便数	1便/日	
区間	東行	北九州22:50発 → 明石 <概算500km>
	西行	茨木20:30発 → 福岡 <概算620km>
車両	大型トラック(12m)	



「道の駅」を活用した中継輸送実証実験の概要

これまでの単独輸送と中継輸送の比較

これまで
(単独輸送)



札幌市

A. 札幌→枝幸→札幌

片道約300km (往復約13.5時間の拘束)



B. 枝幸→札幌→枝幸



片道約300km (往復約13.5時間の拘束)

枝幸町

中継輸送



札幌市

C. 札幌→名寄→札幌

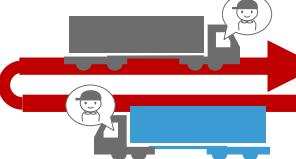


「道の駅」もち米の里なよる
(中継拠点)



片道約200km
(往復約8.5時間の拘束)

D. 枝幸→名寄→枝幸



片道約100km
(往復約7.5時間の拘束)

枝幸町

トレーラヘッド交換の状況

開始前

